

道路交通法の一部改正について  
 (飲酒運転にかかわる部分の要約)  
 公布:平成19年6月20日 施行:平成19年9月19日

日本アルコール飲料(有)

違反行為	酒気帯び運転			参照法令と出典 道路交通法第65条
分類	酒に酔った状態	政令で定める程度以上にアルコールを体内に保有する状態 (0.25以上) (0.25未満)		法:道路交通法 令:道路交通法施行令
基準 (体内にアルコールを保有する状態)  (変更無し)	アルコールの影響により正常な運転が出来ないおそれがある状態	呼気1リットルにつき 0.25ミリグラム以上	呼気1リットルにつき 0.25ミリグラム未満 0.15ミリグラム以上	法第117条の2-1 法第117条の2-2 令第44条の3 令別表第1
罰則 運転者 (引き上げ) ( )内改正前	5(3)年以下の懲役 又は100(50)万円以下の罰金	3(1)年以下の懲役又は50(30)万円以下の罰金		法第65条第一項 法第117条の2-1 法第117条の2-2-1
罰則 酒類提供者 (新設) (従来は刑法を適用)	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金		法第65条第三項 法第117条の2-2-3 法第117条の3-2-1
罰則 同乗者 (新設) (従来は刑法を適用)	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金		法第65条第四項 法第117条の2-2-4 法第117条の3-2-2
交通違反点数 運転者のみ (変更無し)	25点 (免許の取り消し)	13点 (免許の停止 90日間)	6点 (免許の停止 30日間)	令別表第1
摂取量の目安 (基準の濃度に達する摂取量)				
ビール (アルコール分5.3%)		1055cc (大瓶1.7本)	633cc (大瓶1本)	警察庁資料 (東大医学部上野正吉教授の調査結果による)
ワイン (アルコール分11%)		500cc (グラス3.3杯)	300cc (グラス2杯)	科学警察研究所交通安全研究室調査研究資料
ライトライブ (アルコール分0.5%)		11000cc (グラス73杯) (重量換算11Kg)	6600cc (グラス44杯) (重量換算6.6Kg)	科学警察研究所調査研究資料のワイン飲酒量と呼気1リットル中のアルコール濃度の関係から当社にて推定